



## 一般編 その1

※ ○か×で答えてね ※

問1 自転車の交通違反は、令和8年4月から警察の取締り対象となる。

答え	
----	--

問2 歩道を走行中、歩行者が広がって歩いていたので、ベルを鳴らして進路を空けさせた。

答え	
----	--

問3 前輪ブレーキが壊れていても、後輪ブレーキが利けば自転車に乗っても良い。

答え	
----	--

問4 ヘルメットのアゴひもをしていないと、事故のとき頭を守ることができない。

答え	
----	--

問5 自転車は車道の左側端を通行するのが原則である。

答え	
----	--

問6 普通自転車歩道通行可の標識がある歩道を通行するときは、車道から離れた部分を通行する。



答え

問7 自転車に乗った友達と横に並んで走った。

答え

問8 自転車も一方通行の標識の矢印と反対方向に進めば違反になる。

答え

問9 踏切を通過するときは、踏切の手前で必ず停止し、安全であることを確認した上で通行しなければならない。(踏切用信号機のある踏切を除く)

答え

**問10** 車道を通行中、信号機のある交差点を車両用信号機に従って、二段階で右折した。

答え	
----	--

## 一般編 その1 正答および解説

### 問1 正解は：×

以前から取締りの対象で、違反には交通切符（赤切符）が適用されています。令和8年4月からは、113の違反について、交通反則通告制度（青切符）が適用されるようになります。

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反について、反則金を納付した場合に公訴が提起されない（刑事裁判にならない）制度です。

### 問2 正解は：×

ベルを鳴らすのは、危険を防止する上でやむを得ないとき、そして「警笛鳴らせ」の標識があるときです。歩行者が優先の歩道で、自転車の進行を優先させるためにベルを鳴らすと違反になります。

違反種別：警音器使用制限違反

罰則：2万円以下の罰金又は科料

反則金：3,000円



### 問3 正解は：×

片方のブレーキだけでは停止距離が長くなります。また、ブレーキが壊れた状態で自転車を運転することは違反です。

違反種別：自転車制動装置不良

罰則：5万円以下の罰金

反則金：5,000円

**問4 正解は：○**

あごひもをしていない状態では、事故時にヘルメットが外れてしまい、頭を守ることができません。必ずあごひもを締めてください。

あごひもとあごの間に指1～2本入る程度が目安です。



**問5 正解は：○**

設問のとおり。自転車は車の仲間。車と同じ向きに車道の左側端を通行しましょう。

**違反種別**：通行区分違反

**罰則**：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

**反則金**：6,000円



**問6 正解は：×**

歩道を通行するときは、

- ①歩道の中央から車道寄りを徐行（直ちに停止できる速度で進行すること）
- ②歩行者の通行を妨げる場合は一時停止
- ③普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行しなければなりません。

**違反種別**：歩道徐行等義務違反

**罰則**：2万円以下の罰金又は科料

**反則金**：3,000円

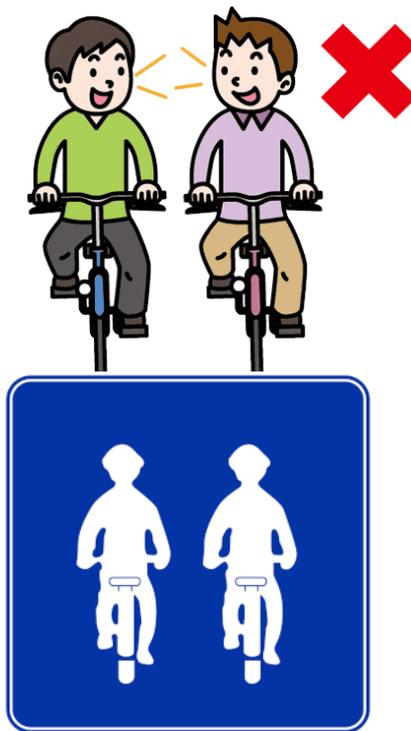
**問7 正解は：×**

自転車の並進は禁止です。イラストの標識があるときは、2台まで並進できません。

**違反種別**：並進禁止違反

**罰則**：2万円以下の罰金又は科料

**反則金**：3,000円



問8 正解は：○

自転車にも一方通行の規制が適用されます。(図のように「軽車両を除く」の補助標識があるときは、自転車は除外されます。)

違反種別：通行禁止違反

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：5,000円



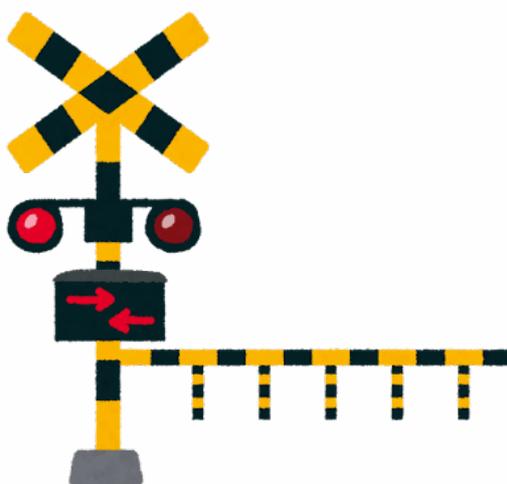
問9 正解は：○

設問のとおり。

違反種別：踏切不停止等

罰則：3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

反則金：6,000円



問10 正解は：○

設問のとおり。図のように二段階右折する必要があります。

自転車は右折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。

